

# 【松本市消防団施設利用補助】

## 加盟店規約

【問い合わせ先】

松本市危機管理部 消防防災課（事務局）

連絡先：0263-33-1191

受付時間：平日 8:30～17:15（土日祝日除く）

松本市公式ホームページ：<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/life/1/3/479/>



市公式ホームページ

2025年6月30日

(Version1.00)

# 松本市消防団施設利用補助加盟店規約

## 第1条（総則）

本規約は、松本市消防団施設利用補助取扱加盟店（以下「取扱加盟店」という）が、その店舗、施設等において、第2条に定める電子クーポンによる、商品またはサービスの提供等（以下「商品提供等」という）を行う場合の、事務局と取扱加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）について定めるものです。

## 第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

### 1 「事務局」

松本市危機管理部 消防防災課、を指します。

### 2 「取扱加盟店」

本規約を承諾のうえ所定の申込書にて事務局が承認した個人、法人及び団体を指します。

ただし、本規約の施行日時時点で既に事務局が承認済の個人、法人及び団体も含めるものとします。

なお、取扱加盟店の参加資格、遵守事項、申込手順等は、別途設ける募集要項において定めるものとします。

### 3 「電子クーポン」

あらかじめ定める期間内で、対象地域の取扱加盟店において、使用可能なデジタルチケットを指します。

### 4 「利用者」

電子クーポンを取扱加盟店で使用する者（松本市消防団員およびその家族）を指します。

### 5 「電子クーポン取引」

利用者が取扱加盟店から商品提供等を受けた場合、その価額を電子クーポンで決済することを指します。

### 6 「電子クーポン精算」

取扱加盟店と事務局が、電子クーポン取引により生じた決済額を取扱加盟店と事務局との間で精算することを指します。

### 7 「二次元バーコード」

電子クーポン取引に際し、事務局が発行するQRコード等の番号、記号その他の符号であって、本規約に従って事務局が取扱加盟店に発行し、取扱加盟店を特定するための情報、その他取扱加盟店における電子クーポン取引に必要な情報を記録したものを指します。（「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です）

## 第3条（加盟店の義務）

1 取扱加盟店は、有効な電子クーポンを提示した利用者に対し、電子クーポンの取扱いを拒絶したり、現金利用者よりも不利益な代金を請求したり、本規約以外の制限を設ける等、不利となる差別的取扱いを行わない、電子クーポンを電子クーポン取引以外の目的で、利用しないことを誓います。

また、従業員等、取扱加盟店の関係者が利用者として、当該取扱加盟店において電子クーポン取引を行わないことを誓います。

2 取扱加盟店の申し込みは、別途設ける募集要項に基づくものとし、登録後も同要項の記載内容を理解し、本規約の適正な履行に努めるものとします。

なお、本規約の施行日時時点で事務局が承認済の取扱加盟店においても、同要項に基づく申し込みがあったものとみなし、同様に扱うものとします。

3 取扱加盟店は、電子クーポン取引を行う場合には、次の事項を利用者のスマートフォン等（以下「利用端末」という）

で必ず確認するものとします。確認した内容に相違ない場合は、電子クーポン取引を行うことが出来るものとします。

【利用者の決済前（「決済する」ボタンを押す前）】

- ・電子クーポン使用日時
- ・電子クーポン使用金額
- ・当該電子クーポン取引にかかる取扱加盟店名

【利用者の決済後（「決済する」ボタンを押した後）】

- ・支払完了画面の取扱加盟店名、決済金額、決済日時

4 取扱加盟店は、停電、システム障害、通信障害、またはシステム保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、電子クーポン取引を行うことができない可能性があることを、あらかじめ承諾するものとします。

なお、その場合の逸失利益、機会損失等については、いかなる場合にも事務局は責任を負わないものとします。

5 取扱加盟店は、電子クーポンを表示する利用端末の故障等により、二次元バーコードを読み取ることができない場合は、取扱加盟店毎に割り当てた数字で電子クーポン取引を実施するものとします。

6 取扱加盟店は、電子クーポン精算の結果に異議がある場合は、精算額受領後1週間以内に事務局に申し立てるものとします。

7 電子クーポンは、取扱加盟店が取扱う商品提供等について使用できるものとします。ただし、別表第1に該当するものは対象外とします。また、取扱対象となる業態について、別表第2に表示します。

なお、取扱加盟店は、商品提供等を行う場合、利用者に対し原則として直ちに商品提供等をするものとします。ただし、当日の商品提供等ができない場合は、電子クーポン取引を行う前に利用者にもその旨の理解を得るものとし、書面または電子媒体等をもって引き渡し時期等の通知をするものとします。

8 取扱加盟店は、POS レジジャーナル等の電子記録媒体にて、対象商品を精算したことが分かる状態とし、精算記録は3年間保管すること。

#### 第4条（利用者への周知）

1 取扱加盟店は、電子クーポン取引が可能であることを示すため、ポスターを、利用者の見やすい場所に掲示するものとします。

2 取扱加盟店は、店舗以外の場所で前項による掲示を行う場合は、あらかじめ事務局の承諾を得るものとします。

3 取扱加盟店は、事務局から掲示の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに改善するものとします。

#### 第5条（取引の取消による返金の禁止）

取扱加盟店は、利用者から電子クーポン取引の取消しについて申し出があった場合、いかなる事情であっても、取消しに応じて返金対応することはできないものとします。

#### 第6条（事務局による調査への協力）

不適切な電子クーポン取引の疑いがある事例が発生し、事務局が電子クーポンの利用状況等の調査協力を求めた場合は、取扱加盟店はこれに協力するものとします。

#### 第7条（売上債権の譲渡）

電子クーポン取引に基づき取扱加盟店が事務局に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、事務局は当該債権を所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続に起因する遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第8条（精算）

電子クーポン精算は、事務局が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に到着した取引データに基づく価額を、取扱加盟店からの請求額とみなし、取扱加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。

#### 第9条（不正事例の精算）

1 取扱加盟店が本規約に違反した場合、または、本規約に違反して電子クーポン取引を行った疑いがある場合は、事務局は調査が完了するまで電子クーポン精算額の支払いを保留することができるものとし、調査開始より20日経過までにその疑いが解消しない場合には、電子クーポン精算を無効とすることができるものとします。

2 第6条の規定に基づき、取扱加盟店は事務局の調査に速やかに協力するものとします。事務局は、調査完了後、適正と認められた額の範囲内で電子クーポン精算に応じるものとします。なお、この場合には、事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第10条（加盟店登録の取消し）

事務局は、取扱加盟店が本規約に違反した場合、または、本規約に違反して電子クーポン取引を行った疑いにより第6条の規定に基づく調査の対象になった場合、当該取扱加盟店に対して登録の取消し処分を必要に応じて課することができるものとします。

#### 第11条（事務局の免責事項）

次に掲げる事項により、取扱加盟店に逸失利益、機会損失等による損害が生じたとしても、事務局は一切の責任を負わないものとします。

- ・本規約に反する行為が確認された場合
- ・事務局の指示に従わない場合
- ・第3条第4項に掲げる他、不可抗力により電子クーポン取引を行うことができない場合

#### 第12条（規約の変更）

本規約は随時変更する可能性があります。この場合、本規約は変更後の規約により履行するものとします。

#### 第13条（業務委託）

本規約に基づく業務の一部を第三者に委託することがあります。

#### 第14条（準拠法）

本規約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

#### 第15条（合意管轄裁判所）

取扱加盟店は本規約に関して、事務局との間で紛争が生じた場合、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

#### 第16条（規約の有効期間）

本規約の有効期間は2026年3月31日までとします。ただし、期間満了の1カ月前までに、事務局・加盟店何れかから書面または電子媒体による契約終了の意思表示がない限り、本規約は期間満了日の翌日から起算して、同一の条件にて更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

附則

(施行期日)

この規約は、2025年6月30日から施行する。

(本事業に関するお問い合わせ)

松本市危機管理部 消防防災課

電話 0263-33-1191 受付時間：平日 8:30～17:15 (土日祝日除く)

別表第1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第1項5号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗型性風俗特殊営業</li> <li>・店舗型電話異性紹介営業</li> <li>・無店舗型性風俗特殊営業</li> <li>・無店舗型電話異性紹介営業</li> <li>・映像送信型性風俗特殊営業</li> <li>・パチンコ、マーチャン等</li> </ul>
出資や債務の支払い、事業所間の支払い	出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
消費拡大につながらないもの	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等
その他（事務局が不適切と判断する取引）	

別表第2

業態	事例
宿泊業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊代対象</li> </ul> ※1売店での精算も可。
飲食業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事代対象</li> </ul>
ゴルフ場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレー代対象</li> </ul>
アクティビティ業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験代、入場料、リフト券対象</li> </ul>
レンタル商品の取扱店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンタル代対象</li> </ul>

# 【松本市消防団施設利用補助】

## 取扱加盟店 募集要項

松本市危機管理部 消防防災課

## I 松本市消防団施設利用補助について

### 1 事業目的

松本市消防団員の福利厚生充実を目的として、市内公共施設等で利用可能な電子クーポン(10,000円分)を配布します。

### 2 概要

電子クーポン利用者は、取得した電子クーポンを自身のスマートフォンで表示させ、取扱加盟店に対して提示、決済を行う簡易、迅速な内容です。

## II 取扱加盟店の募集概要

### 1 参加資格・条件

参加資格・条件については、以下の要件を全て満たす事業者とします。

- ① 松本市消防団施設利用補助加盟店規約に同意したもの
- ② 適切な電子クーポンの使用を管理できるもの
- ③ 各種法令、条例等に適した業務を行っているもの
- ④ 個人情報の取扱いを厳重に行うことができること
- ⑤ 次のいずれにも該当しないもの

ア 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合。

ウ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している場合。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

### 2 取扱加盟店の遵守事項・留意点

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 「松本市消防団施設利用補助」加盟店規約（以下「規約」という。）を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。
- ② 取扱加盟店は、利用者(店舗関係者除く)が提示した電子クーポンにより、商品またはサービスの提供を行うこととし、それ以外の用途で電子クーポンを利用してはならないものとする。
- ③ 電子クーポンは商品提供等による取引において使用可能です。
- ④ 電子クーポンを現金と交換することはできません。
- ⑤ 電子クーポン取引において、不足額が生じる場合は、現金等にて合算して精算すること。

- ⑥ 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、電子クーポン使用上限額などを定める場合は、予め利用者が認識できるようメニューやチラシ等にその旨明示してください。
- ⑦ 発行済電子クーポンの売買はできません。
- ⑧ 使用期間を過ぎた電子クーポンは利用できませんので、電子クーポン取引に応じないよう留意してください。
- ⑨ 取扱加盟店であることを明示する為、ポスター等を使用者の見やすい場所に掲示すること。
- ⑩ 精算額入金後1週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご承知おきください。
- ⑪ 不正利用の疑いがあるときは、利用を拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨を事務局にも報告すること。
- ⑫ 加盟店マニュアルに掲載する電子クーポン精算画面、精算方法については、電子クーポンを取り扱うすべての従業員等に周知すること。

### 3 申込手順

#### (1) 申込方法

次のいずれかの方法にて申込可能です。

- ① メール：shobo@city.matsumoto.lg.jp
- ② FAX：0263-33-1011
- ③ 郵送：〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号（本庁舎別棟1階）

松本市消防団施設利用補助取扱加盟店事務局 係

#### (2) 申込期間

2025年6月2日(月)～

#### (3) 登録・承認

申込みのあった事業者については、承認審査の上、適正と判断された事業者を事務局にて取扱加盟店として登録します。ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

- ① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- ② 事務局が登録を取り消すと判断した場合

#### (4) その他留意事項

- ① 取扱加盟店の情報（店舗名称・所在地・電話番号等）は「電子クーポンの使えるお店」として、ウェブサイトなどに掲載します。
- ② 取扱加盟店向けの加盟店マニュアル・二次元バーコード・ポスター等を作成し、発送します。  
申請必要情報一式受領後3週間以内を目安としますが申請状況によりお時間を頂いてしまう場合もあります。
- ③ 電子クーポンの取扱い、精算の方法など詳細については、後日配布する加盟店マニュアルを参照してください。
- ④ 規約、本要項に違反する行為が認められた場合、取扱加盟店の登録取消、精算金額の減額が生じる場合があります。なお、違反行為により損害が生じた場合は賠償金を請求する場合があります。
- ⑤ 規約、本要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。
- ⑥ 本事業のデザインされた広告知物の利用については事前に事務局の承認が必要となります。
- ⑦ 本要項は、事務局の方針により変更される可能性がある事をご承知おきください。

## Ⅲ 精算について

### 1 精算方法

電子クーポン取引の手順と電子クーポン精算の方法については以下のとおりです。

### 【電子クーポン取引の手順】

- ① 取扱加盟店において、事務局が発送した二次元バーコードを掲示してください。
- ② 利用者がスマートフォンにて、二次元バーコードを読み取ります。
- ③ 利用者に決済金額の入力を促し、入力された決済金額を確認してください。
- ④ 利用者が決済ボタン（「決済する」ボタン）を押すことで、決済が完了します。
- ⑤ 決済完了画面を再度確認いただき、決済画面に表示されている店名・決済番号等を確認してください。必要に応じて、決済金額、番号を控えてください。なお、取扱加盟店も、電子クーポンの決済履歴等を確認することができます。

### 【電子クーポン精算の方法】

- ① 口座振り込みにより支払います。振込手数料は事務局にて負担します。
- ② 以下に示す、松本市公式ホームページ記載の精算スケジュールにより、振込予定日までに支払います。
- ③ 精算額に異議がある場合は、支払日から1週間以内に申し出てください。1週間経過後の異議申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

## 2 精算スケジュール（予定）

※予定スケジュールのため、変更になる場合があります。

松本市公式ホームページ（<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/life/1/3/479/>）にてご確認ください。



市公式ホームページ